

第166回国会閣第81号に対する修正案

第170回国会衆議院厚生労働委員会可決

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七条第一項にただし書を加える改正規定中「八十時間」を「六十時間」に改める。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「平成二十二年四月一日」に改める。